

【最終稿】

少年法等改正案に対する代表質問

令和3年4月23日

立憲民主・社民 真山勇一

立憲民主・社民の真山勇一です。少年法等の改正案につきまして、会派を代表して質問させていただきます。

●菅総理大臣へ

その前にまず、日米首脳会談の成果について、お伺いさせて下さい。端的に、そして明確にお答えをお願いします。

日米関係は非常に大切です。各国の首脳に先駆けての対談で、総理とバイデン大統領との間に「ジョー・ヨシ」と呼び合う関係が構築できたと報道されています。しかし、共同声明などの内容を見てみると、少し、いや、かなり不安になる部分があります。今回の首脳会談では、台湾の安全やウイグルの人権問題が話し合われたと聞きます。菅総理、日本は台湾の安全にどうコミットメントをし、どのような手段でこれを達成しようとしているのですか【問1】。軍事的オプションはそこに含まれますか。あるとしたらどんな形ですか【問2】。ウイグルには

【最終稿】

具体的にどのような人権問題が存在すると考え、どのような手段でその解決を求めますか【問3】。尖閣周辺の海域で中国公船の活動が活発化しています。この地域で有事が発生した際、アメリカは必ず日米安全保障条約を適用しますか【問4】。また、アメリカに助けをもらうために、菅総理はアメリカに対して何らかの約束をしましたか【問5】。お答え下さい。

野心的で独善的な膨張政策に対して毅然として対抗することは、対外政策として必要です。しかし一方、いたずらに相手との緊張を高めるのではなく、対話の努力をすることも大事な外交でしょう。バイデン政権は日米首脳会談で中国の行動を厳しく問題視しつつも、同時にケリー特使を上海に派遣し、気候変動対策などでの協力も呼びかけました。菅総理、日本は今後、どのようなチャンネルで、どのようなことを目指し、中国との関係悪化を防ぐつもりですか【問6】。

首脳会談では、新型コロナや東京オリンピック・パラリンピックのことも話し合われたと伺っています。菅総理はアメリカの製薬会社と電話会談をして、ワクチンを確保したとおっしゃっています。電話で話をするくらいなら、わざわざアメリカまで行くより事前になぜ会談できなかったのでしょうか。ともあれ、菅総理。日本国民全体に行き渡るだけのワクチンはいつ届きますか。医療従事者への接種、高齢者・高リスク者への接種が完了するのはいつですか。そして、一般国民への接種が開始されるのはいつからで、集団免疫を獲得するのはいつになる

【最終稿】

のですか【問7】。ただでさえ、先進国のなかでは最もワクチンの接種が遅れているのが我が国です。お示しいただいた通りの日程でワクチンの接種が進まなかった場合、菅総理は政治的にどのような責任をとりますか。失敗した場合、内閣総辞職の覚悟があるかどうか、端的にお答え下さい【問8】。3月21日に全国的に緊急事態宣言を解除した後、「第4波」が急拡大しており、ついに3度目の緊急事態宣言の発動に追い込まれそうです。これについても、菅総理はどう責任をとるおつもりか、お答え下さい【問9】。

東京オリンピック・パラリンピックについても不安は大きくなっています。今回の首脳会談で、アメリカは選手団を必ず派遣すると約束はありましたか【問10】。バイデン大統領を開会式などに招待しなかったのでしょうか【問11】。日本の感染状況が問題ないのであれば、各国の選手団とともに、諸外国の要人も自信を持って招待してはどうかと思いますが、そういうおつもりはないのか伺います【問12】。

万一、感染が収まらず、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されるような状況だったとして、本当にオリンピックを開催するのですか【問13】。オリンピックには大量の医療ボランティアも必要ですが、国内の医療体制は逼迫しています。世界各地で新たな変異株が報告されており、ワクチンが効きづらいタイプもあるとの報道もあります。外国選手団などを經由して新たな感染が

【最終稿】

国内に蔓延した場合、また逆に外国のお客様に国内のウイルスをまん延させた場合、オリンピック・パラリンピックは成功といえますか【問 14】。そうなった時、菅総理の責任は総辞職に値するのではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか【問 15】。私もオリンピック・パラリンピックを楽しみにしてきただけに、このような質問をするのは非常に残念ですが、これは人の命の問題ですので、あえて質問させていただきました。

●本改正案について

それでは、法案について質問致します。

最初に、本改正案が提出された理由についてお尋ね致します。そもそもなぜ、今、本法案が提出されたのか、その理由がさっぱりわからないのです。

今回の改正の柱は、十八歳、十九歳を「特定少年」として区別することです。「少年でもない、成人でもない」という曖昧な存在を作るわけですが、その理由はいったい何なのか理解に苦しみます。若者の更生という観点からは大きな後退です。刑事罰の若年化が狙いなら、その理由が説明されておらず、必要性も認められません。菅総理、そもそもなぜ、この法案を提出したのでしょうか【問 16】。

改正の理由として「成年年齢の引き下げ等の社会情勢の変化」と「少年による

【最終稿】

犯罪の実情」ということが挙げられています。具体的にこれが何を意味するのか
総理大臣、ご説明下さい【問 17】。「成年年齢の引き下げ」と少年法の改正とに、
いったいどんな関係があるのでしょうか。最新の知見によると、人間は二十五歳
頃まで発育途上にあり、教育及び更生の効果が高いといわれています。法律上の
成年年齢が十八歳に引き下げられても、健全な発育を考えて、お酒やタバコは二
十歳まで禁じられています。若さゆえに罪を犯したとはいえ、更生できる若者は
更生すべきです。政府は今回の改正案で更生保護行政や再犯防止制度を大転換
するわけですが、現行の制度に致命的な失敗や欠点があり、早急に改めるべき点
が何かあるのでしょうか。総理大臣、具体的にお示し下さい【問 18】。

「少年による犯罪の実情」と言いますが、若年人口の減少によって少年犯罪の
全体数は減り続けています。そして、凶悪犯罪の数は人口が減少する以上の速度
で減っているのが実情です。凶悪な犯罪がひとつ起きるとメディアで大きく報
道されるため、確かに目立ちますが、実態は減少傾向にあるのです。むしろ従来
からの更生保護行政の成果もあって、状況は大いに改善してきているというの
が実情ではないでしょうか。少年犯罪の数、ことに凶悪犯罪の件数は増えている
のか、減っているのか、上川法務大臣、具体的な数値でお示しください【問 19】。
私は十数年間、保護司をしてきましたが、今回の少年法改正には、強い違和感を
持っています。上川大臣は先日の京都 kongress において、日本の保護司制度を

【最終稿】

ローマ字の「HOGOSHI」として世界に広め、「世界保護司デイ」を設けると宣言されました。それなのに、今、このような少年法の改正を必要とするほど、保護司による更生保護の取り組みは効果がなかったのでしょうか【問 20】。上川大臣、明快な言葉でお答え下さい。

次に改正案の具体的な内容についてお尋ねします。まずは特定少年の検察への逆送致についてです。十八歳、十九歳を「特定少年」とし、原則として「短期一年以上」の刑にあたる事件は一律に検察への逆送の対象になります。これは現行の「故意による被害者死亡」の場合から大幅に拡大されるもので、極めて広い範囲の犯罪が含まれることになります。現行の少年法は対象者の立ち直りを考慮し、家庭裁判所がきめ細かい処分を行うことを考えていますが、その趣旨に反して、再犯防止の点からも逆効果となるのではという指摘があります。なぜ、一律の逆送致が必要なのか、理由をお示し下さい【問 21】。この基準が適用された場合、逆送致される特定少年の数はどの程度、増えるのか【問 22】。家庭裁判所の調査数、少年鑑別所の全体の鑑別数はどの程度、増加するのか。それに対応する十分な人員が確保されているのか【問 23】。お答え下さい。また、改正後の第六十二条第二項ただし書には、「短期一年以上」の罪であっても逆送致にしない例外事案もあり得るとの規定もあります。どんな例外があり得るのか、恣意的判断や社会的圧力によって判断が歪められることのないよう、はっきりとした基

【最終稿】

準をお示し下さい【問 24】。

次に特定少年に対する保護処分についてお尋ねします。本改正案では、特定少年に対する保護処分は「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内」とされました。現行の少年法は個々の少年の健全な育成を重視して、「犯情の軽重」を問わずに保護を要するとしていますが、これが大転換されます。改正案では、育成や更生の効果が十分に出る前に保護処分が終了することは起きないのでしょ
うか【問 25】。また、施設収容をしない6ヶ月の保護観察処分が新設されます。このような短期間の処分でも十分な場合とはどのような事案か、その理由とともに具体的にお示し下さい【問 26】。さらに施設収容可能な2年の保護観察処分が新設されます。これはどのような場合でしょうか【問 27】。2年という期間にする理由は何でしょうか【問 28】。法務大臣、具体的にお答え下さい。

次に推知報道禁止の解除規定について質問します。本改正案では、特定少年が公判を請求された時点で実名での報道が認められます。これは一体、何を目的とした改正でしょうか。法務大臣は実名報道により、少年犯罪への抑止効果があると考えているのでしょうか【問 29】。その一方、刑事裁判所の事実審理の結果、家庭裁判所への移送もあり得るとされます。この時点で、すでに広く推知報道がなされているのですから、少年法の理念とは矛盾していませんか。審理の結果、無罪になる可能性は否定できません。社会復帰を支援する家族の生活にも著し

【最終稿】

い困難をもたらし、帰住先を失うことで対象者の更生を妨げる恐れも指摘されています。こうした推知報道による回復不能の事態に対する救済措置、回復措置等を考えておられるのでしょうか。伺います【問 30】。

また、事件報道の中で被害者の名前が報道されるのだから、加害者も特定少年であってもその名を報道されるべき、という意見があると聞きました。しかし、本来なら、加害者側の実名報道を推進するのではなく、被害者側の名前の報道についても、本人とご遺族の心情や生活の立て直しに配慮し、抑制をするべきではないでしょうか。上川法務大臣、そうした検討をなさるおつもりはありませんか【問 31】。

さらに特定少年からぐ犯を除外する理由についてもお尋ねします。十八歳、十九歳という区別などなく、少年は全て要保護性に基づく処分が必要だというのがこれまでの少年法の趣旨でした。司法の現場に携わる人々からは、ぐ犯とする家庭裁判所の司法手続きは選択肢として極めて有効であり、セーフティネットの役割を果たしているという指摘もあります。今回の改正は、特定少年の要保護性、ぐ犯によるセーフティネットは不必要ということなのではないでしょうか【問 32】。

特に女子少年にはより切実な問題があります。ぐ犯の女子少年には、虐待の被害者やそれに関連した種々の深刻な外傷性の精神疾患を有する者が少なからずいます。特定少年からぐ犯を除外することは、精神医学的な視点からも非常に重大

【最終稿】

な問題があるとの指摘があります。それでも除外する理由は何でしょうか【問 33】。お答え下さい。

また、特定少年には不定期刑も適用されなくなります。少年は成長発達の途上にあり、教育による更生や改善が期待されるからこそ、幅のある刑期で柔軟な対応を可能にしているのが現在の少年法です。特定少年も本人の個別事情に応じた処遇により、教育、更生の可能性が高まるはずですが、これを否定する確固とした知見などはあるのでしょうか【問 34】。不定期刑の適用が除外された場合、有期刑の上限は三十年になります。十八歳、十九歳の特定少年が長期間の刑に服した場合、社会復帰を著しく困難にしかねませんが、法務大臣はそうした事態を容認するのでしょうか【問 35】。

さらに特定少年については、社会復帰をした後、仕事を探す際、資格制限排除の特例が適用されなくなります。これによって、罪を犯した特定少年の将来の選択肢は狭められてしまいます。資格制限に関する少年法の規定は、資格制限からできるだけ早く少年を解放して、本人の更生を助けるという趣旨でした。法務大臣、もはやそうした配慮は不要とお考えなののでしょうか【問 36】。

今回の少年法の改正には、更生保護の根幹、被害者、加害者双方の人権にかかわる極めて重要な課題が表れています。それはつまり、菅政権が国民の命や人生をどう考えているかが問われていることだと思います。上川法務大臣の誠実な

【最終稿】

ご答弁をお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。